別表第一の表一確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の項の次に次のように加える。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）	第十二条第六号の規定による滞在者名簿の備付け
国家戦略特別区域法施行令	第十二条第六号の規定による滞在者名簿の作成

別表第二確定給付企業年金法施行令の項の次に次のように加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十七条第一項、第三十八条及び第四十五条第一項第二号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日　　農林水産大臣　山本　有二

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四号中「生乳」の下に「、乳等（乳（生乳を除く。）、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他乳を主要原料とする物をいい、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者の携帯品として輸入するものを除く。）」を加える。

第四十七条の表第四十五条第四号の物の項中「物」を「生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十五条第四号の乳等	釧路港、石狩湾港、苫小牧港、小樽港、室蘭港、函館港、酒田港、八戸港、仙台塩釜港、秋田港、秋田船川港、小名浜港、鹿島港、常陸那珂港、千葉港、京浜港、新潟港、直江津港、伏木富山港、金沢港、清水港、三河港、名古屋港、四日市港、阪神港、姫路港、和歌山下津港、境港、浜田港、水島港、福山港、広島港、関門港、徳島小松島港、高松港、三島川之江港、今治港、松山港、高知港、博多港、伊万里港、長崎港、八代港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、川内港、仙台空港、秋田空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、那覇港、旭川空港、福島空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、中部国際空港、関西国際空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

第五十三条中「掲げる物」の下に「（第四号に掲げる物にあつては、外国へ出港する船舶又は航空機に乗ろうとする者の携帯品として輸出する乳等（同号に規定する乳等をいう。）を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

○農林水産省令第七十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日　　農林水産大臣　山本　有二

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号備考に次のように加える。

5　記の「14　製造方法」として記載する事項は、農薬原体（有効成分と、その製造の過程において使用され、又は生成された成分との混合物であつて、農薬の原料となるものをいう。）の製造方法、製造場の名称及び所在地並びに成分の種類及び含有量を含むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にこの省令による改正前の農薬取締法施行規則別記様式第一号により提出された申請書は、この省令による改正後の農薬取締法施行規則別記様式第一号により提出された申請書とみなす。

告　示

○宮内庁告示第十二号

故崇仁親王の喪儀を行わせられる期日、場所及び墓所は、次のように定められた。

期日　平成二十八年十一月四日

場所　豊島岡墓地

墓所　豊島岡墓地

平成二十八年十月三十一日　　宮内庁長官　山本信一郎

○総務省告示第四百一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百五十人程度

四　派　遣　地　域　南スーダン共和国

○総務省告示第四百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の二十一の規定に基づき、平成十二年自治省告示第八十八号（会計検査、監査又は財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定する研修を指定する件（以下「平成十二年告示」という。）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十六年総務省告示第四百二十四号（地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一の規定に基づき、会計検査、監査又は財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定する研修を指定する件の一部を改正する件（以下「平成二十六年告示」という。）において、なお従前の例によることとされた平成二十六年告示による改正前の平成十二年告示により総務大臣が指定した自治大学校における監査専門課程及びこの告示による改正前の平成二十六年告示により総務大臣が指定した自治大学校における監査・行政評価専門課程については、なお従前の例による。

平成二十八年十月三十一日　　総務大臣　山本　早苗

「監査・行政評価専門課程」を「監査・内部統制専門課程」に改める。

○法務省告示第五百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日　　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社北海道チクレンミート	北海道札幌市厚別区厚別東五条二丁目三番四十三号	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
株式会社京樽	東京都中央区日本橋人形町二丁目七番五号	惣菜製造業